

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
1	1	1	(1)	<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>差し替え</u></p> <p>草津市(陸域)と原子力発電所との距離関係 敦賀原発からの最短距離:約75km 美浜原発からの最短距離:約69km 大飯原発からの最短距離:約58km 高浜原発からの最短距離:約64km</p>	<p>…次の図に示すとおり…</p> <p>…あるいは「<u>プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）通過時の被曝を避けるための防護措置が必要な区域 PPA 50 km程度</u>」…</p> <p>【<u>プルームのイラスト図面</u>】</p> <p>草津市(陸域)と原子力発電所との距離関係 敦賀原発からの最短距離:約75km 美浜原発からの最短距離:約69km 大飯原発からの最短距離:約58km 高浜原発からの最短距離:約64km</p> <p>注) プルーム(放射性雲):気体状(ガス状あるいは粒子状)の放射性物質が大気とともに機界からの煙のように視認される状態を放射性プルームという。(原子力防災基礎用語集) http://www.bnsai1.ne.jp/v1a/bnsai1_kensyu/glossary/ho13.html</p>	<p>下記図を削除するため</p> <p>原子力災害対策指針にて PPA の概念が削除されたため</p> <p>原子力災害対策指針にて PPA の概念が削除されたため</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
		2	2	「原子力災害対策指針」(平成28年3月1日改定)	…「原子力災害対策指針」(平成25年2月27日改定) …	指針の最新改定日に改める
	4	5	5	第3 予測される影響等 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) <u>が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。</u>	第3 予測される影響等 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) <u>およびプルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)の検討、が示されており、UPZ区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね30Km、また、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、指針に記載すると記されている。</u>	県計画との整合
			7	… <u>旧</u> PPA=50 kmを越す範囲…	… <u>前述した</u> PPA=50 kmを越す範囲…	本修正に伴う文言修正 原子力災害対策指針

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			(8)	<u>削除</u>	<u>…国で示されている PPA の範囲を概ね 50km を目安とした場合には範囲外にある…</u>	にて PPA の概念が削除されたため
		8		…放射性物質拡散予測シミュレーション結果においては <u>放射性物質が環境へ放出された場合における</u> 影響を考慮する必要がある…	…放射性物質拡散予測シミュレーション結果においては <u>プルームの</u> 影響を考慮する必要がある…	県計画と整合
				<u>削除</u>	<u>…原子力災害対策指針による「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」として、防災指針(原子力施設等の防災対策について 平成 22 年 8 月)「屋内退避及び避難に関する指標」のうち、…</u>	原子力災害対策指針にて PPA の概念が削除されたため
		8		第5節 <u>放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</u>	第5節 <u>放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置</u>	県計画と整合
				<u>1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外にある草津市においても屋内退避する。</u>	<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から 50 km に及んだ可能性があるとされ</u>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>2 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。</u></p>	<p><u>ている。</u></p> <p><u>現在、国においてこれを参考としてプルー時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討している途中である。</u></p> <p><u>プルーム通過時における防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤の服用については、プルーム通過時から6時間以内に服用する必要がある緊急性が高い予防措置である。ただし安定ヨウ素剤は、平成17年厚生労働省告示第24号に記載されておらず、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）による改正後の薬事法第49条の規定による「処方せん医薬品」ではなく「処方せん医薬品以外の医療用医薬品」に該当するものの、平成17年3月30日付の薬食発第0330016号において、「薬局においては、処方せんに基づく薬剤の交付が原則」とされている処方箋が必要な薬剤である。また、処方については但し書</u></p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<p><u>きがあり、「大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せん交付が困難な場合」は除くことともされている。</u></p> <p><u>このことから安定ヨウ素剤の服用や配布方法についても今後検討していく必要があり、国の原子力規制委員会被ばく医療に関する検討チーム分科会において検討が行われている内容の把握と方針決定を踏まえ計画の更新を図る。</u></p> <p><u>参考資料：参-17 安定ヨウ素剤の予防的服用に関する提言骨子(案)</u></p> <p><u>参-18 参考 安定ヨウ素剤に関連する薬事法条文の抜粋</u></p> <p><u>参-19 厚生労働省通知(新薬事法外の処方せんが必要な医薬品に関する局長通知)</u></p> <p><u>参-20 厚生労働省通知(薬事法の一部を改正する法律等の施行等について及び処方せん医薬品等の取扱いについての一部改正についての局長通知)</u></p> <p><u>プルームによる被ばく線量を回避する防護措</u></p>	

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<p><u>置は、緊急事態の区分と区分決定のための施設の緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）や環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。</u></p> <p><u>草津市はこのプルームの影響を受ける可能性がある地域であることが、滋賀県で実施した放射線拡散予測シミュレーション結果で確認されていることから、シミュレーション結果を踏まえ、必要とされる防護措置を今後検討し実施するものとする。</u></p>	
		6	11	<p>4 草津警察署</p> <p><u>(1) 周辺住民等への情報伝達</u></p> <p><u>(2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け</u></p> <p><u>(3) 交通の規制および緊急輸送の支援</u></p> <p><u>(4) 犯罪の予防等被災地における社会秩</u></p>	<p>4 草津警察署</p> <p><u>(1) 初動体制の確立</u></p> <p><u>(2) 関係機関との協力体制の確立</u></p> <p><u>(3) 非常時に活用できる通信体制の確立</u></p> <p><u>(4) 情報管理機能の強化</u></p> <p><u>(5) 関係機関との連絡体制の整備</u></p>	県計画と整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<u>序の維持</u> <u>(5) 警察職員の被ばく対策</u> <u>(6) その他災害警備に必要な措置</u>	<u>(6) 情報収集・連絡体制の整備</u> <u>(7) 避難住民の誘導</u> <u>(8) 広域交通管理体制の整備</u> <u>(9) 交通情報の提供体制の整備</u> <u>(10) 緊急通行車両に係る確認手続きの整備</u> <u>(11) 装備資機材の整備</u> <u>(12) 警察施設等の整備および維持管理</u> <u>(13) 共同訓練等の実施</u> <u>(14) 職員に対する原子力防災に関する安全</u> <u>教育・啓発活動</u> <u>(15) 警備体制の確立</u> <u>(16) 市および県との連携</u> <u>(17) 情報収集活動</u> <u>(18) 避難指示等に係る措置</u> <u>(19) 住民の退避・避難誘導(広域避難含む)お</u> <u>よび救助</u> <u>(20) 県の区域を越える避難への対応</u> <u>(21) 被災者の捜索および救出</u> <u>(22) 警戒区域等における立入制限措置</u> <u>(23) 職員の被爆管理</u> <u>(24) 通信手段の確保</u> <u>(25) 交通規制の実施と周知</u>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			12	<p>(3)近畿厚生局</p> <p>ア <u>救援等に係る情報の収集および提供</u></p> <p>(4) 近畿農政局(<u>滋賀支局</u>)</p> <p>(7)近畿運輸局(滋賀運輸支局)</p> <p>ア 原子力災害時における<u>物資を保管するための</u>施設等の選定および収用の協力要請</p>	<p>(26) <u>緊急交通路確保のための措置</u></p> <p>(27) <u>避難や退避区域の犯罪予防</u></p> <p>(28) <u>被災住民等の安全安心の確保</u></p> <p>(29) <u>社会秩序の維持</u></p> <p>(3)近畿厚生局</p> <p>ア <u>原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整</u></p> <p>イ <u>原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整</u></p> <p>(4) 近畿農政局(<u>大津地域センターおよび東近江地域センター</u>)</p> <p>(7)近畿運輸局(滋賀運輸支局)</p> <p>ア 原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請</p>	<p>県計画に整合</p>
			14	<p>(7)関西電力株式会社 (滋賀<u>支社</u>)</p>	<p>(7)関西電力株式会社 (滋賀<u>営業所</u>)</p>	<p>組織改正</p>
5			19	<p>第5節 環境放射線モニタリング情報の提供</p>	<p>第5節 環境放射線モニタリング情報の提供体</p>	<p>県計画に整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>体制整備</p> <p>滋賀県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から<u>大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備している。また、大気中放射性物質の拡散計算による予測データの活用を図るため、防護措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や同計算の特性を平常時に整理しておく。</u></p>	<p>体制整備</p> <p>滋賀県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から<u>緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と、環境放射線モニタリングポストとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備している。また、SPEEDIネットワークシステムによる予測データの活用を図っている。</u></p>	
2	8		23	<p>・・・なお、県の防災計画が示す、緊急被ばく<u>医療</u>活動体制等の整備は、次のとおりである。</p>	<p>・・・なお、県の防災計画が示す、緊急被ばく活動体制等の整備は、次のとおりである。</p>	県計画に整合
			24	<p>第2 滋賀県の緊急被ばく<u>医療</u>活動体制等の整備</p> <p><u>・避難所等から搬送されてきた汚染のある者に対して、拭き取り・シャワー等による除染を行う。</u></p>	<p>第2 滋賀県の緊急被ばく活動体制等の整備</p> <p><u>・軽度の汚染の拭き取り等の簡易な除染を行う。</u> <u>・救護所等から搬送されてきた傷病者および被ばく者(被ばくの可能性がある者を含む)に対し</u></p>	県計画に整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			24	<p>・避難所等から搬送されてきた汚染者・急性放射性症候群が疑われる者に対して、<u>初期診療（外来診療）を行う。</u></p> <p>・初期被ばく医療機関等での除染後に汚染が残存する者および急性放射性症候群発症者に対して、<u>二次除染および診療を行う。また、高線量被ばく者、内部被ばく者に対する診療を行う。</u></p>	<p><u>て、一般の救急診療の対象となる傷病の対応を含む初期診療（外来診療）を行う。</u></p> <p>・<u>細密な除染（二次除染）を行う。</u></p> <p>・<u>初期被ばく医療機関で処置を行った後に、汚染が残存する、または相当量被ばくしたと推定される者等に対して、専門的な診療（入院診療）を行う。</u></p> <p>・<u>高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療を行う。</u></p>	県計画に整合
3	2	28	<p><u>削除</u></p> <p>第5 滋賀県 …</p> <p>なお、滋賀県では次の情報を収集し関係市およびその他の市へ伝達する。</p> <p>(1) 広域モニタリング情報 (2) 異常事態通報（原子力事業者からの報告） (3) 気象情報（テレメータシステム、彦根</p>	<p><u>(滋賀県緊急被ばく医療機関) 別表1</u></p> <p>第5 滋賀県 …</p> <p>なお、滋賀県では次の情報を収集し関係市およびその他の市へ伝達する。</p> <p>(1) 広域モニタリング情報 (2) 異常事態通報（原子力事業者からの報告） (3) 気象情報（テレメータシステム、彦根</p>	県計画に整合	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
	3	3	29	<p>根地方气象台、気象協会オンライン総合気象情報、関西電力(株)、日本原子力発電(株)および(独)日本原子力研究開発機構)</p> <p>(4) <u>県が整備した大気中放射性物質の拡散計算に関する機器</u>等による計算結果</p> <p>(5) 収集した情報および解析結果の記録並びに整理</p> <p>(6) 災害対策本部およびオフサイトセンターとの通信連絡</p> <p>第3節 草津市が行う情報収集と連絡、緊急連絡体制等の確保</p> <p>…</p> <p>(3) 滋賀県の環境モニタリングシステムや<u>県が整備した大気中放射性物質の拡散計算に関する機器</u>等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、あらゆる手段を利用して住民等に広報する。</p> <p>…</p>	<p>地方气象台、気象協会オンライン総合気象情報、関西電力(株)、日本原子力発電(株)および(独)日本原子力研究開発機構)</p> <p>(4) <u>SPEEDI</u>等による<u>予測</u>計算結果</p> <p>(5) 収集した情報および解析結果の記録並びに整理</p> <p>(6) 災害対策本部およびオフサイトセンターとの通信連絡</p> <p>第3節 草津市が行う情報収集と連絡、緊急連絡体制等の確保</p> <p>…</p> <p>(3) 滋賀県の環境モニタリングシステムや<u>SPEEDI</u>等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、あらゆる手段を利用して住民等に広報する。</p> <p>…</p>	県計画に整合
		6	35	<p>第1 計画の方針</p> <p>原子力規制委員会の「原子力災害対策指</p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」</p>	県計画に整合

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>針」において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。</p> <p>原子力施設等において異常事態が発生した場合には、<u>原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるE A Lに基づき</u>緊急事態区分を判断し、その区分に応じて<u>予防的防護措置を開始するとされている。</u></p> <p><u>原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUP Z外にある草津市においても屋内退避を実施する。</u></p> <p>それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UP Z（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、<u>O I Lに基づく防護措置</u>基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。</p>	<p>において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。</p> <p>原子力施設等が発生した場合には、<u>当該施設の状態に基づき</u>緊急事態区分を判断し、その区分に応じて防護措置を開始するとされている。</p> <p><u>防護措置実施段階に至った場合は、P A Z内で予防的防護措置を講じることとし、それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UP Z（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、<u>防護実施基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。</u></u></p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			(37)	<u>削除</u>	<u>…なお、従前の防災指針に掲げられていた「屋内退避および避難等に関する指標」(別表3)の基準を超える予測線量が得られたときは、この指標に基づき防護活動を開始することとする。…</u>	県計画に整合
			36	※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 <u>OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(一時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(一時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率(一時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の</u>	※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。	県計画に整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
		9	41	<u>実施が必要であると判断する。</u>		県計画に整合
			41	<p>第1 滋賀県の緊急時被ばく医療計画</p> <p>(1) 体制構築の指針</p> <p>緊急被ばく医療においては、速やかな対応が必要であることから、<u>避難所等</u>における体制とともに、初期（初期・二次支援）、二次、三次という被ばく医療体制を構築する。</p> <p>また、<u>全面</u>緊急事態に至らない場合や<u>県内における放射性物質による事故での被ばく患者</u>もあわせて対象とする。</p> <p>イ <u>避難所等</u></p> <p>役割：<u>避難所等（避難経路上に避難中継所を設置する場合は当該避難中継所を含む）において、避難してきた周辺住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等の処置を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。</u></p> <p>また、必要に応じて安定ヨウ素剤の<u>服用確</u></p>	<p>第1 滋賀県の緊急被ばく医療計画</p> <p>(1) 体制構築の指針</p> <p>緊急被ばく医療においては、速やかな対応が必要であることから、<u>救護所</u>における体制とともに、初期（初期・二次支援）、二次、三次という被ばく医療体制を構築する。</p> <p>また、<u>原子力</u>緊急事態に至らない場合や<u>放射性同位元素の使用施設等における汚染、被ばく患者</u>もあわせて対象とする。</p> <p>イ <u>救護所</u></p> <p>役割：<u>県および市町は避難所に救護所を設置し、避難所に避難してきた周辺住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等の処置を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。</u></p> <p>また、必要に応じて安定ヨウ素剤の投与を行う。</p>	<p>県計画に整合</p> <p>県計画に整合</p>

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			42	<p><u>認および</u>投与を行う。</p> <p>ウ 周辺の<u>医療機関</u> 役割：汚染の可能性のある<u>者のスクリーニング検査への紹介、急性放射線症候群の疑われる者の被ばく医療機関への紹介、汚染のない者の救命処置（救急診療）</u>、健康相談</p> <p>エ 初期（初期・二次支援）被ばく医療機関 役割：救護所等から搬送されてきた<u>汚染のある患者および急性放射線症候群の疑われるもの</u>に対する初期診療や救急診療（外来診療）および二次または三次被ばく医療機関への搬送の判断を行う。</p> <p>オ 二次被ばく医療機関</p> <p>役割：初期被ばく医療機関等で<u>除染処置等</u>を行った後に、汚染が残存する<u>者、汚染の残存の有無にかかわらず急性放射線症候群の発症</u></p>	<p>ウ 周辺の<u>診療所</u> 役割：汚染の可能性のある<u>患者への病院紹介、急患処置</u>、健康相談</p> <p>エ 初期（初期・二次支援）被ばく医療機関 役割：救護所等から搬送されてきた<u>傷病者および被ばく者（被ばくの可能性のある者を含む）</u>に対する初期診療や救急診療（外来診療）および二次または三次被ばく医療機関への搬送の判断を行う。</p> <p>オ 二次被ばく医療機関</p> <p>役割：初期被ばく医療機関で処置を行った後に、汚染が残存する<u>または相当量被ばくしたと推定される者等</u>に対する専門的な診療（入院診療）お</p>	<p>県計画に整合</p>

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>者に対する専門的な診療（入院診療）および <u>三次</u>被ばく医療機関への転送の判断を行う。</p> <p>カ 三次被ばく医療機関 構成機関：広島大学緊急被ばく医療センター、 <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u> 被ばく医療センター（千葉県）</p> <p>キ 搬送機関 役割：<u>避難所等</u>、初期（<u>初期・二次支援</u>）、二 次及び三次被ばく～搬送を行う。<u>（汚染のない</u> <u>傷病者の被ばく医療機関以外の医療機関への</u> <u>搬送も含む）</u></p> <p>ク 医療チーム 役割：被災地域外の初期被ばく医療機関 または二次被ばく医療機関から被災地域内の 初期被ばく医療機関または<u>避難所等</u>へ必要に 応じて医療チーム（医師、看護師、薬剤師、放 射線技師等）を派遣し、協力して医療活動を行 う。</p>	<p>よび被ばく医療機関への転送の判断を行う。</p> <p>カ 三次被ばく医療機関 構成機関：広島大学 緊急被ばく医療推進センタ ー、<u>独立行政法人 放射線医学総合研究所 緊急</u> 被ばく医療研究センター(千葉県)</p> <p>キ 搬送機関 役割：<u>救護所</u>、初期、二次および三次被ばく医 療機関間の患者の搬送を行う。</p> <p>ク 医療チーム 役割：被災地域外の初期被ばく医療機関ま たは二次被ばく医療機関から被災地域内の初期 被ばく医療機関または<u>救護所</u>へ必要に応じて医 療チーム（医師、看護師、薬剤師、放射線技師等） を派遣し、協力して医療活動を行う。</p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			43	<p>ケ 関西広域連合が派遣する医療チーム 構成機関：関西広域連合が派遣する医療関係者</p> <p>役割：初期被ばく医療機関または<u>避難所等</u>において医療活動を行う。</p> <p>コ 国の派遣する緊急被ばく医療派遣チーム 構成機関：<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立病院および国立大学医学部附属病院等の医療関係者</p> <p><u>県計画のフロー図</u></p> <p>(1) 緊急被ばく医療体制 <u>県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、DMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</u></p> <p><u>(2) 診療状況の把握</u></p>	<p>ケ 関西広域連合が派遣する医療チーム 構成機関：関西広域連合 <u>広域医療局</u> が派遣する医療関係者</p> <p>役割：初期被ばく医療機関または <u>救護所</u> において医療活動を行う。</p> <p>コ 国の派遣する緊急被ばく医療派遣チーム 構成機関：<u>放射線医学研究所</u>、国立病院および国立大学医学部附属病院等の医療関係者</p> <p><u>被ばく医療活動全体フロー図</u></p> <p>(1) 緊急被ばく医療体制 <u>の概要</u> <u>現在、原子力規制委員会において検討中であり、今後の検討結果を踏まえ本計画に記載する。</u></p>	県計画に整合

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			44	<p><u>県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被爆医療機関等の診療状況等の除法を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p>(3) 被ばく患者の搬送先の判断</p> <p>(4) 外部専門機関への要請</p> <p><u>削除</u></p>	<p>(2) 被ばく患者の搬送先の判断</p> <p>(3) 外部専門機関への要請</p> <p><u>(4) 安定ヨウ素剤の予防服用</u></p> <p><u>現在、原子力規制委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえた改訂を行う。</u></p> <p><u>ア 安定ヨウ素剤の服用の決定</u></p> <p><u>国等の指示に基づいて、県災害対策本部長が決定する。</u></p> <p><u>イ 服用についての留意事項</u></p> <p><u>(ア) 安定ヨウ素剤の服用についてその副作用について十分考慮する必要があるため、救護所において、救護所に配置された医師の指導監督のもと投与する。</u></p> <p><u>また、医療チーム等が住民に対して、その副作用等に関する問診を行った上で、服用方法の指導を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県災害対策本部長は、避難所および救護</u></p>	県計画に整合

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

※頁の()書きは、修正前の頁です。

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>(5) 派遣受け入れの調整および活動場所の確保</u></p> <p><u>県は、県内または近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図りものとする。</u></p> <p><u>(6) 搬送手段の優先的確保の要請</u></p> <p><u>県は、自ら必要と認める場合または市町等から被爆者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</u></p> <p><u>(7) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止</u></p> <p><u>(8) 緊急被ばく医療マニュアル等</u></p>	<p><u>所の設置決定を受けて、安定ヨウ素剤の搬送開始を決定する。</u></p> <p>(5) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止</p> <p>(6) 緊急被ばく医療マニュアル等</p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

【審2-7】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
			(40)	<u>削除</u>	<p><u>(参考)</u> <u>別表3 屋内退避および避難等に関する指標</u> <u>表</u></p> <p><u>(注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。</u> <u>2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。</u> <u>3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。</u> <u>(出典：「防災指針」第5章5-3 表2)</u></p>	県計画に整合
			(75)	<u>削除</u>	<p><u>SPEEDIモニタリングシステム：SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測, System for Prediction of</u></p>	県計画に整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画原子力災害対策編新旧対照表

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<p><u>Environmental Emergency Dose Information) ネットワークシステムは、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいはそのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。文部科学省、原子力安全委員会、経済産業省、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、地方公共団体及び日本気象協会とを原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。国、地方自治体はSPEEDIネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行うことができる。</u></p>	